

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		測量成果の使用（公共測量）
根拠法令及び条項		測量法第44条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	<p>測量法第44条第2項の規定による。</p> <p>（測量成果の使用）</p> <p>第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。</p> <p>2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(2) 当該測量成果を使用することが測量の正確性を確保する上で適切でないこと。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	14日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）